

技術資料等作成要領

本入札の総合評価に関する技術資料等は、本要領に基づき作成し提出すること。
提出にあたっては、指定様式を使用し、電子データで提出すること。（PDF 等へ変換しないこと。）
なお、本要領中の各評価の対象とする具体的な期間については、総合評価落札方式説明書入札公告の別表（別紙）を参照すること。

1 第1号様式「企業の技術力・地域性申請資料」

（1）災害時における活動実績等

災害時における活動実績及び防災協定は、過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までの新発田地域（新発田農村整備部管内）のものとする。（1社が単独で締結しているものを含む）（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

なお、防災協定については、新潟県と締結している防災協定は県内すべての地域で有効とする。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

○緊急性を要し指示書等で対応した

①農地・農業用施設を対象とした活動

・災害復旧工事の応急工事等（査定等の前に実施しているもの）

・災害応急ポンプの貸し出し等

・災害時の点検、パトロール等

・農地・農業用施設の小規模災害復旧等（非国庫補助）において緊急的に指示書で実施した工事

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が30%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。
入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

（2）農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績

1) 期間は過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までのものとする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

「地域（範囲）内における活動実績あり」は、新発田地域（新発田農村整備部管内）における活動実績、「その他の地域（県内）における活動実績」は、県内全域における活動実績とする。

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が30%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

2) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。

（ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。）

○農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの

・江ざらい・道普請におけるダンブトラック・バックホウの貸出し等

○農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの

・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等

・グラウンドカバープランツの植栽方法の指導等

○農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの

・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの

○中山間地域直接支払制度の集落協定への参加

3) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。

（ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。）

○単価契約等による日常的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕（補修）、除草等

○指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕（補修）等

・パイプライン等の通水試験等

※入札後に落札候補者は、証明する資料（組織代表の証明書又はその他証明資料（開催通知、参加者一覧表及び写真等））、協定書、契約書、指示書等の写しを提出すること。

（3）実働拠点

主たる営業所・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和8・9年度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。

共同企業体にあつては、代表構成員の営業所を評価の対象とする。

管内等は新発田地域（新発田農村整備部管内）とし、隣接の地域は村上地域（村上農林振興部管内）、新潟地域（新潟農林振興部管内）とする。

【地域貢献担い手確保型、農業土木工事用】

過去 10 年間継続した営業活動のある従たる営業所（本店以外の営業所）であって、管内等の地域における過去 5 ヶ年度の対象項目の実績年度数の合計が下記を満たす場合は、主たる営業所（本店）と同等に取り扱うものとする。

管内等の地域における対象項目の実績年度数の合計／（対象項目数×5 ヶ年度） $\geq 75\%$

対象項目：「災害時における活動実績」、「防災協定」、「農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理実績」。なお、実績は技術資料等の提出期限の前年度末日までに完了したものとする。

入札後に落札候補者は、証明する資料の写しを提出すること。

（４）地域調達

本工事における建設工事の請負契約 500 万円以上の一次・二次下請負企業のすべてを対象とする。（入札参加企業（元請企業）が地域内企業（又は県内企業）で下請け企業のない場合も含む）

地域内企業とは、新発田地域（新発田農村整備部管内）に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する県内企業とする。県内企業とは、県内に主たる営業所（本店）を有する企業とする。

a 地域内企業設定工種：全ての工種

（５）若手技術者の配置

主任（監理）技術者に若手技術者（技術資料等の提出期限日時時点で 40 歳未満）を配置する場合に加点する。共同企業体にあつては、出資比率が 30%以上のいずれかの構成員の配置予定主任（監理）技術者を対象とする。

入札後に落札候補者は、実際に配置する主任（監理）技術者の年齢を証明する資料の写しを提出すること。

（６）WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進

WLB企業認定等の有無を評価する。対象制度は以下の 5 つの制度とし、いずれか 1 つ以上の認定等があれば加点する。入札後に落札候補者は、認定等を証明する資料の写しを提出すること。

①新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業、②にいがた健康経営推進企業、③えるぼし認定、④くるみん認定、⑤ユースエール認定

（７）ICT活用工事の実績

新潟県発注の農業土木工事における過去 3 ヶ年度に完了した ICT 活用工事の実績を評価対象とする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

なお、ICT 活用工事の実績についての資料提出は原則不要であるが、必要に応じ提出を求める場合がある。

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が 30%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

（８）工事成績（企業の技術力）※提出を求めない

工事成績については資料の提出を求めないが、新潟県発注工事における過去 5 ヶ年の発注工種（業種）の工事成績評定点の平均点により評価を行う。また、過去 3 ヶ月の発注工種（業種）の工事成績評定点の最低点による評価も行う。

共同企業体の工事成績評定については、全構成員の工事成績評定点の平均点・最低点により評価を行う。

2 第 14 号様式「ICT 活用工事の取組申請書」

ICT 活用工事（受注者希望型）であるため、ICT 活用工事の取組を評価する。入札参加者は以下のいずれかを記載し、申請すること。（第 14 号様式のリストから選択すること。）

＜申請する取組内容＞

「ICT 活用施工を実施します」

「ICT 建機による施工を実施します」

「簡易型 ICT 活用工事を実施します」

「実施しません」